

辻 達也著

大岡越前守

名奉行の虚像と実像



中公新書

56



中公新書 56

辻 達也著

大岡越前守

名奉行の虚像と実像

中央公論社刊

辻 達也(つじ・たつや)

1926年(大正15年)に生まる。

1948年(昭和23年)東京大学文学部国史学科卒業。

現在、横浜市立大学文理学部助教授。

文学博士。専攻、日本近世史。

著書『享保改革の研究』

『徳川吉宗公伝』

『徳川吉宗』

『封建時代後期の社会思想』(新日本史講座)

大岡越前守

中公新書 56

© 1964年

検印廃止

昭和39年10月25日印刷

昭和39年10月30日発行

著者 辻 達也

発行者 宮本信太郎

本文印刷 三陽社

表紙印刷 東京プロセス

製本 小泉製本

発行所 中央公論社

東京都中央区京橋2-1

振替東京34 電話(561)5921代

価200円

まえがき

日本史に関して一般の人々がもっている知識には歴史書以外のものがもたらしたところが多い。ことに江戸時代については、講談・落語・演劇・小説などが時代像なり、人物観なりの形成に影響しているところはなほ大きいものがある。ここに私が描こうとしている大岡越前守忠相^{ただすけ}などはその代表的なものである。

彼は享保二年（一七一七）四十一歳で町奉行（江戸町奉行というのは俗称で、江戸の場合には大坂町奉行・京都町奉行のように地名を冠せず、ただ町奉行という）に就任し、あしかけ二十年の長きにわたって在職し、元文元年（一七三六）には当時旗本としてはまったく例外的な抜擢をうけて寺社奉行に昇進し、大名にまでなった。

忠相の活躍した時期は江戸幕府中興の名君といわれた八代將軍徳川吉宗を中心として、いわゆる享保の改革が遂行されたときである。家康から家光まで三代のあいだに強固に組み立てられた江戸幕府の支配体制も、創立以来約一世紀をへた五代將軍綱吉の元禄年間から弛みをかくしきれなくなっていた。財政の不健全化、行政機構の弛緩・腐敗、一方、都市商人（町人）の経済力のいちじるしい向上、農村社会の変動など、幕府政治のうえに大きな問題が山積するようになった。

元禄以来の幕府政治史はこういう問題に当面した幕府政治家の苦悩と試行錯誤の歴史である。そうしてともかくはじめて問題解決に一応成功したのが享保改革である。こういう時機において、將軍吉宗の有能な部下として、幕政上重要な役割を演じた官僚群の代表といべき人が大岡忠相である。歴史概説書や教科書などにおいて、ほとんど例外なく享保改革、あるいは徳川吉宗・大岡忠相の名が述べられているのもこういう観点からである。

しかし今日まで大岡越前守の名が、おそらく將軍吉宗以上に有名なのは、必ずしもオーソドックスな歴史書によって、江戸幕府の享保改革上の重要人物として取り扱われているからではない。むしろその名は俗説のなかに語り伝えられ、多数の逸話によって死後二百年後の今日まで広く親しまれてきている。つまり彼は教場で学ぶ史上の人物ではなく、古くは寄席や芝居、今日でもテレビ、ラジオや小説などのうえで人々と結びついている人物である。

彼は機知に富み、人情味にあふれ、公正・明快な裁断をくだした名裁判官といわれている。その裁判物語を集めたのが「大岡政談」である（類似の名称は沢山あるが、現在出版物はもっぱらこの名を用いており、もっとも親しまれている名であろう）。

この「大岡政談」として伝えられているいろいろの物語は、実はほとんどすべて大岡忠相とは関係のない創作であるということは、すでに歴史家においては定説になっている。なかには「梅雨小袖昔八丈」のように河竹黙阿弥が明治になって作ったものもあるが、たいていは幕末に講釈師

によってまとめられたものらしい。そうしてその原型は忠相の死後ほどない宝暦・明和あたりにできたと想像される。さらにその原典となったものは、元禄から享保ごろに作られた名奉行の小話であり、その一部はさらにさかのぼってインドや中国の故事に出典を求めうるという。つまり数多くの名奉行物語が一人の実在した奉行に仮託されて「大岡政談」というものができあがった。人々はそれを通じて大岡越前守という人物像を考えているのである。

いわばそれは名奉行の虚像である。しかし「大岡政談」が大岡忠相の事績というのは偽だ、あれは実際の忠相とは関係のない創作だと突き放してしまっただけでは多くの人の満足はえられない。「大岡政談」が虚像ならば、大岡忠相の実像はどういうものなのか。忠相はたして名奉行といえるのかどうか。また虚像と実像とはどのように結びつくのか。こういう疑問は当然起こってくるであろう。

ところで一口に名奉行といっても、専制君主たる將軍あるいは幕府にとって有能な行政的手腕家と庶民的人望とは必ずしも一致するものではない。また行政的手腕といっても、それを発揮する時代によって、その果たす歴史的意味は当然違っている。大岡忠相が名奉行であったか否かは、こういう諸条件のなかで考え、理解すべき問題である。

私は本書において、こういう問題に対して歴史家としてどこまで実証的に回答が出しうるか、それを試みたいのである。もし本書によってほんの一部分でも巷談・俗説の世界と歴史学の専門

的研究分野との間隙が埋められ、あるいは大岡忠相を通じて江戸幕府政治、ひいては江戸時代に対する読者の理解の増進に資することができれば幸いである。

なお本書作成にさいし、大岡忠輔氏および大岡家菩提寺茅ヶ崎市浄見寺は貴重な資料の閲覧を許され、森銑三、遠藤武両氏からはいろいろ御教示いただいた。また職務とはいいいながら、中公新書編集部から多大の御協力をえた。諸方の御厚意に対し謹んで謝意を表する。

昭和三十九年九月

著者

目次

まえがき

I 大岡政談の成立

大岡政談と史実

天一坊事件

直助権兵衛

白子屋お熊

大岡政談と名裁判官物語

越後伝吉

小間物屋彦兵衛

傾城瀬川

後藤半四郎

三方一両損

大工裁き

地藏裁判

仏市兵衛鬼源蔵

法華浄土宗論裁判

寺院の肴代金裁き

大岡政談の流布

出版統制の盲点だった写本

庶民の貸本屋文化

大岡政談の庶民性

Ⅱ 大岡忠相の実像

逸話からみた大岡忠相

系譜と経歴

享保時代の裁判と法律

乱れていた幕府の裁判

白石の改革への努力

吉宗親しく裁判をみる

借金銀相對濟令

目明し・拷問禁止の実態

残酷な刑罰の修正

遵法精神の涵養

「御定書百箇条」の成立

町奉行の民政

新しい商人統制策

米相場とうちこわし

隠し売女の取締り

町火消いろは四十七組

忠相の農政

名奉行の意味

主要参考文献

大岡忠相略年譜

190 188

I

大岡政談の成立



大岡忠相像

大岡政談と史実

大岡越前守の名裁判ぶりを伝える物語はかなり数多くのこっているが、そのなかで比較的ひろく流布しているのは、明治二十九年『帝国文庫』に収録された「大岡政談」十六篇であろう。その題名は次のとおりである。

天一坊、白子屋お熊、煙草屋喜八、村井長庵、直助権兵衛、越後伝吉、傾城瀬川、畔倉重四郎、小間物屋彦兵衛、後藤半四郎、松田お花、嘉川主税、小西屋、雲切仁左衛門、津の国屋お菊、水吞村九助

これらの物語にはおそらく何人かの作者があり、また何回かの潤色をほどこされていると思える。そうしてほとんど史実との結びつきは認められない。しかしこのなかには実際に享保時代に生じた事件を題材としているものが三篇ある。それは「天一坊」「直助権兵衛」「白子屋お熊」である。まずこの三篇の物語と、これらの事件に関するほぼ正確というる史料にもとづく概要とを比較してみよう。

天一坊事件

紀州藩第二代藩主徳川光貞の三男徳太郎信房は、故あって家老加納將監しょうげんに養われていたが、やがて腰元沢の井を寵愛した。懷妊した沢の井に對し、信房は家康以来秘蔵の短刀と、子供は自分の血筋に相違ないから、もし男子が出生すれば時節をまって呼び出す旨の墨付きをあたえ、これを平沢村の親もとへさがらせた。やがて宝永三年三月、沢の井は男子を生んだが、その子はすぐ死んでしまい、これを聞いた沢の井も産後の血があがって死んだ。そのため母のお三婆は気が狂ってしまったが隣村平野村の名主甚左衛門が引き取って世話するうち、ようやく正氣にもどった。さてここに長州藩士原田兵助はふとしたことから浪人となり、原田嘉伝次と名をあらため、紀州平野村にいたって妻をえて住みつき、宝永二年三月玉之助という男子をえた。しかし夫婦とも早く死んだので、のこされた玉之助は同村感応院に引き取られ、名を宝沢ほうたくとあらためた。

この宝沢はたまたまお三婆の口から当時の信房、現將軍吉宗の落し胤と証拠の二品のことを聞き、悪心をおこしてお三婆を殺して、二品を奪った。さらに自分を養育したことが発覚せぬよう感応院も毒殺した。そうして、ほどなく修行に出ると称して村をはなれ、途中あたかも賊に殺されて死骸を海に棄てられたかのような痕跡をつくって、宝沢の名を消してしまった。それから彼はまず九州熊本へ行き、商家に数年働いて信用をえ、やがて金を着服して船で逃げ去った。しか

しその船が難破し、彼一人助かって伊予に漂着した。そこで水戸光圀に手討にされた藤井紋太夫の子赤川大膳らと知りあった。彼は大膳に陰謀を打ちあけ、仲間にする。

彼と大膳は伊予をでて美濃にゆき、大膳の叔父常樂院天忠を仲間にくわえる。天忠は弟子天一が宝沢と似ているのを幸い、これを殺し、宝沢を徳川天一坊と名乗らせた。ここに山内伊賀亮もやってきて仲間にくわわった。

かくして天一坊らは、將軍の御落胤で、近々江戸へくだって大名となる旨ふれまわって、方々から金を出させ、まず大坂へいって大坂城代をあざむき、ついで京都所司代をも信用させ、いよいよ江戸へのりこんで高輪八ッ山の旅館を宿所とした。

幕府では老中松平伊豆守役宅にて実否を吟味したが、証拠の二品と山内伊賀亮の弁舌によって、御落胤に相違なしとしまった。しかし大岡越前守のみは天一坊の人相に疑念をいだき、自分の手で再吟味を願ったが、老中らは許さない。そこで將軍へ直願しようとした。しかし、吉宗もかつて身におぼえがあることであり、はやく親子の対面がしたいとて越前守の願いをしりぞけ、かえって閉門を命ずる。越前守はそこで死人に化け、家臣の家族が死んで葬るためと称して屋敷をぬけだし、小石川の水戸邸に行つて藩主綱條にたのむ。綱條は越前守の願いを聞きいれ、翌朝登城して吉宗に天一坊再吟味を承認させた。だがせっかくの再吟味も、山内伊賀亮の弁舌によって越前守の負けとなつてしまった。

やむをえず彼は表向き病氣と称して家にこもり、急遽家臣二人を紀州にやって、沢の井らについて調査させた。二人が苦心して調べているとき、事態は悪化の一途をたどり、越前守が辞職するか、あるいは登城して將軍に再吟味の結果、御落胤にまちがいない旨報告せねばならぬというのつびきならぬ羽目におちいった。そこで彼は、自分が切腹すれば後任の奉行が再吟味の結果を報告することとなり、すこしでも調査の時間がかせげるとて、まさに腹を切ろうとする寸前、紀州から家臣が帰ってきて、天一坊が偽物である証拠をしめした。これでようやく天一坊らは逮捕され、処刑された。山内伊賀亮のみは、はやくもこれを察し、自室に火をつけて自殺し、死骸ものこさなかった。

以上が天一坊事件の梗概である。ところで明治十六年司法省が編纂した『徳川禁令考』後聚卷二十三に、次のような申渡書がのっている。

享保十三申年八月

松平伊豆守殿御差図

大岡越前守掛

異名

天一坊

当時無宿

宝 沢

申二十四歳

此もの儀、生国紀州和歌山平沢村ニおいて人殺いたし、其上所々ニ而盜賊を致し、其後江戸江出、公儀を偽、多之金銀を欺取候段、重々不届至極ニ付、町中引廻し之上、於品川獄門ニ行ふもの也

無宿浪人

赤川大膳

此もの儀、先年不届之儀有之候ニ付、主人方にて門前払ニ相成、夫より所々ニ而人殺之上盜賊いたし、其上当時無宿宝沢と申合、江戸江出、公儀を偽り、多ク之金銀を欺取候段、重々不届至極ニ付、町中引廻し之上、於品川獄門ニ行ふもの也

無宿浪人

本多權太夫

渡辺治太夫

此もの共儀、親元欠落致し、浪々之身故、致方なく盜賊を致、あまつさえ剩当時無宿宝沢并赤川大膳

と申合、江戸江出、公儀を偽り、多ク之金銀を欺取候段、不届至極ニ付、町中引廻之上、死罪ニ行ふもの也

『徳川禁令考』は、日本近世史研究上の基本的史料集の一つとして重んぜられているものであり、後聚の大部分は享保時代に編纂された江戸幕府の刑法典「公事方御定書」を田沼時代に再編纂した「科条類典」を収録したものである。したがってこれに収載されている史料は良質のものと考えてよいはずである。そこでこの申渡書を「大岡政談」と比較してみると、刑申渡しが十三年八月と十一年十一月の違いがあるほか、多少の相違はある。しかしこれは物語の潤色とみてよからう。とにかく天一坊宝沢の事件は史実にもとづいているといえよう。

ところが『徳川禁令考』後聚には、その翌享保十四年にも天一坊処刑の判決文をのせている。これは南品川常楽院にいる源氏坊天一こと改行である。改行は十四年三月揚屋に入れられ、四月二十一日処刑されている。十三年の天一坊と十四年の天一坊とはどういう関係にあるのか。

じつは十三年の天一坊処刑の申渡書は、最初から「科条類典」に載っていたのではなく、『禁令考』の編者が追加したものである。その付記によると、十四年の天一坊事件は、世上流布しているところと異なっているが、十三年の申渡書は流布の説と符合する。そこであるいは十三年に宝沢の天一坊が刑せられ、ついで翌年改行がこれをまねたのではないかと考えて、わざわざ宝沢